

## 補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市予防接種
補助の区分	事業補助(奨励補助)
補助の概要	予防接種法に基づく予防接種を受ける市民が、やむを得ない事情により、新潟県外において当該予防接種を受ける際の費用に対して補助金を交付する。
補助事業者	市の住民基本台帳に記録されている者で該当する予防接種を新潟県外の医療機関で受けた者
補助対象経費	予防接種法に基づく予防接種に要する経費
類似補助の有無 ※類似補助金の統合メニュー化	無 ○同種の補助金の統合検討
補助金額(定額、上限、下限等) ※少額補助金は廃止	広域的個別予防接種委託契約において定める個別予防接種に係る委託料の金額を上限 ○少額(5万円以下)補助金の理由 予防接種に要する実費補助
補助率等 ※補助率は原則1/2以下(市単独の場合)	実費(上限有) ○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 予防接種に要する実費補助
数値目標等 ※数値目標の設定検証	B 数値化困難 やむを得ず県外において予防接種の実施に対する補助であるため数値化はできない。 ○目標に対する費用対効果(計算式) 算出不可 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 事業者向けの補助金ではないため、事業内容や、数値目標の設定はない。
補助制度開始	平成27年3月26日
見直し時期	平成32年9月30日
補助終期 ※サンセット方式の徹底	平成33年3月31日 ○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法(手段) 里帰り等必要時に案内
事業担当 (担当部署) (電話番号)	市民生活課 0259-63-5112